

第1章 学校保健安全法の概要

このたび、「学校保健法等の一部を改正する法律（平成20年法律第73号）」が平成20年6月18日に公布され、平成21年4月1日から施行された。

今回の改正は、近年の児童生徒等の健康・安全を取り巻く状況の変化を鑑み、学校保健及び学校安全に関して、地域の実態や児童生徒の実態を踏まえ、各学校において共通して取り組むべき事項について規定し、学校の設置者ならびに国及び地方公共団体の責務を定めたものである。また、併せて学校給食を活用した「食に関する指導」の充実を図る等の措置を講ずるものとした。

第1節 学校保健安全法の趣旨

子どもの心身の健康の保持増進及び安全の確保が喫緊の課題となっている現状に適切に対応し、「安全で安心な学校」を実現するため、「学校保健法」を改正する。

- 「学校保健法」については、法律の題名を「学校保健安全法」に改め、事故・事件・災害に対応する学校の安全管理に係る規定を整備する。

また、養護教諭その他の職員の相互連携による保健指導、地域の医療機関等との連携など、学校保健に係る規定の充実を図る。

第2節 学校保健安全法の改正の要点（学校安全に関する規定のみ）

- 法律の題名を「学校保健法」から「学校保健安全法」に改正（第1条関係）
- 学校保健及び学校安全に関する「国及び地方公共団体の責務」を明記（第3条関係）
- 学校安全に関する「学校の設置者の責務」を明記（第26条関係）
- 施設・設備の安全点検、学校生活（通学を含む）や日常生活における安全に係る指導、職員の研修について「学校安全計画」に定め、実施すべき旨を規定（第27条関係）
- 施設・設備に支障がある場合における学校長の改善措置について規定（第28条関係）
- 危険発生時に備えて「対処要領（マニュアル）」を各学校において作成すべき旨を規定 また、危害が生じた場合における心身の健康回復のための支援措置について規定（第29条関係）
- 警察署等の関係機関、ボランティア団体等との連携により安全の確保を図る旨を規定（第30条関係）

第3節 学校安全に関する留意事項

【学校安全に関する学校の設置者の責務について（第26条）】

- 1 本条は、学校安全に関して学校の設置者が果たすべき役割の重要性に鑑み、従来から各設置者が実施してきた学校安全に関する取組の一層の充実を図るため、その責務を法律上明確に規定したものであること。
- 2 「その設置する学校において」とは、①校舎、運動場など当該学校の敷地内のほか、②当該学校の敷地外であって、学校の設置者の管理責任の対象となる活動が行われる場所（農場など実習施設等）を想定していること。
なお、通学路における児童生徒等の安全については、通学路を含めた地域社会における治安を確保する一般的な責務は当該地域を管轄する地方公共団体が有するものであるが、本法においては、第27条に規定する学校安全計画に基づき、各学校において児童生徒等に対する通学路における安全指導を行うこととともに、第30条において警察やボランティア団体等地域の関係機関・関係団体等との連携に努めることとされていることから、各学校においては適切な対応に努められたいこと。
- 3 「加害行為」とは、他者の故意により、児童生徒等に危害を生じさせる行為を指すものであり、学校に侵入した不審者が児童生徒等に対して危害を加えるような場合等を想定していること。
また、「加害行為」には、いじめや暴力行為など児童生徒同士による傷害行為も含まれるものと考えられること。この場合、いじめ等の発生防止については、基本的には生徒指導の観点から取り組まれるべき事項であるが、いじめ等により児童生徒等が身体的危害を受けるような状態にあり、当該児童生徒等の安全を確保する必要がある場合には、学校安全の観点から本法の対象となること。
- 4 「災害」については、地震、風水害、火災といったすべての学校において対応が求められる災害のほか、津波、火山活動による災害、原子力災害などについては、各学校の所在する地域の実情に応じて適切な対応に努められたいこと。
- 5 「事故、加害行為、災害等」の「等」としては、施設設備からの有害物質の発生などが想定されうること。
- 6 「施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実」としては、例えば、防犯カメラやインターホンの導入など学校安全に関する人的体制の整備、教職員の資質向上を図るための研修会の開催などが考えられること。

【学校安全計画について（第27条）】

- 1 学校安全計画は、学校において必要とされる安全に関する具体的な実施計画であり、毎年度、学校の状況や前年度の学校安全の取組状況等を踏まえ、作成されるべきものであること。

2 学校においては、生活安全（防犯を含む）、交通安全及び災害安全（防災）に対応した総合的な安全対策を講じることが求められており、改正法においては、これらの課題に的確に対応するため、各学校が策定する学校安全計画において、①学校の施設設備の安全点検、②児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全指導、③教職員に対する研修に関する事項を必要的記載事項として位置付けたものであること。

① 学校施設設備の安全点検については、校舎等からの転落事故、学校に設置された遊具による事故などが発生していることや近年の地震から想定される被害等も踏まえ、施設設備の不備や危険箇所の点検・確認を行うとともに、必要に応じて補修、修繕等の改善措置（第28条）を講じることが求められること。

なお、学校の施設設備の安全管理を行うにあたっては、児童生徒等の多様な行動に対応したものとなるよう留意されたいこと。

② 児童生徒等に対する安全指導については、児童生徒等に安全に行動する能力を身に付けさせることを目的として行うものであり、児童生徒等を取り巻く環境を安全に保つ活動である安全管理と一体的に取り組むことが重要であること。近年、学校内外において児童生徒等が巻き込まれる事件・事故・災害等が発生していることを踏まえ、防犯教室や交通安全教室の開催、避難訓練の実施、通学路の危険箇所を示したマップの作成など安全指導の一層の充実に努められたいこと。

③ 教職員の研修については、学校安全に関する取組がすべての教職員の連携協力により学校全体として行われることが必要であることを踏まえ、文部科学省が作成している安全教育参考資料や独立行政法人日本スポーツ振興センターが作成している事故事例集等も活用しつつ、また、必要に応じて警察等の関係機関との連携を図りながら、学校安全に関する教職員の資質の向上に努められたいこと。

【危険等発生時対処要領の作成等について（第29条）】

1 危険等発生時対処要領は、危険等が発生した際に教職員が円滑かつ的確な対応を図るために作成するものであること。内容としては、不審者の侵入事件や防災をはじめ各学校の実情に応じたものとする。また、作成後は、毎年度適切な見直しを行うことが必要である。

2 第3項の「その他の関係者」としては、事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた保護者や教職員が想定されること。また、「必要な支援」としては、スクールカウンセラー等による児童生徒等へのカウンセリング、関係医療機関の紹介などが想定される。

【平成20年7月9日付け20文科ス第522号通知より】